

職業安定分科会雇用保険部会(第 173 回)	資料1-1
令和 4 年 8 月 23 日	

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省 令案要綱

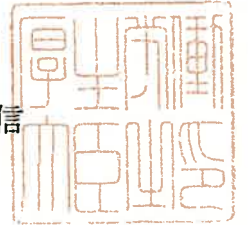
厚生労働省発職0823第1号

令和4年8月23日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 管轄公共職業安定所の長は、基本手当の支給を受けようとする者が、個人番号カードを提示して離職票を提出した場合であつて、当該者が基本手当の受給資格を有すると認めるときは、当該者が雇用保険受給資格通知（当該者の氏名、被保険者番号、性別、生年月日、離職理由、基本手当日額、所定給付日数、給付に係る処理状況その他の職業安定局長が定める事項を記載した通知をいう。以下「受給資格通知」という。）の交付を希望する場合には、受給資格通知に必要な事項を記載した上、交付しなければならないものとする。

二 受給資格通知の交付を受けた受給資格者は、失業の認定を受けようとするとき等は、個人番号カードを提示して必要な申告書等を提出しなければならないものとする。ただし、個人番号カードを提示できないことについては正当な理由があるときは、個人番号カードを提示しないことができるものとする。

三 管轄公共職業安定所の長は、受給資格通知の交付を受けた受給資格者に対して失業の認定を行ったとき等は、当該処分に関する事項等を記載した受給資格通知を交付しなければならないものとする。

四 受給資格者は、受給資格通知を滅失し、又は損傷したときは、その旨を管轄公共職業安定所の長に申し出て、個人番号カードを提示して再交付を受けることができるものとする。

五 管轄公共職業安定所の長は、高年齢求職者給付金、特例一時金又は専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金若しくは教育訓練支援給付金の支給を受けようとする者が、個人番号カードを提示して離職票等を提出した場合であつて、各給付の要件を満たすものと認めるときは、一から四までと同様に、それぞれ高年齢受給資格通知、特例受給資格通知又は教育訓練受給資格通知の交付等を行うものとする。

六 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、令和四年十月一日から施行すること。
- 二 関係省令の規定の整備を行うこと。